

陳情第2号 「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情【討論】

反対討論

飯田 一 議員

私は令和6年第3回議会定例会において付託された陳情第2号「氏性の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を国に求める総務文教常任委員会の報告について反対の立場から討論を行います。

女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことなどを背景に、個人の意思を尊重し、男女平等を推進する考えに対して、これを否定するものではありません。

しかし、この制度を導入するにあたり、いろいろな問題が沸き上がることも否めません。

一つには子どもの問題があります。両親が夫婦別姓を選択した場合、子どもの姓はどうなるのか、どちらの親の姓にするのか、アイデンティティを大事に考える人は、生まれた子どもに自分の姓を引き継がせたいと思い、夫婦の間でもめるのではないのでしょうか。

ドイツでも夫婦別姓に法律を変えてから30年がたちますが、夫婦別姓を選択した夫婦は17.7%であり、80%以上が同姓を選択しています。イギリスでは10%以下だということです。その子どもがおおきくなり、小学生、中学生になった場合、ほとんどの子どもが親と同じ苗字なのに、夫婦別姓を選択した夫婦の子どもは親と苗字が違うという事でイジメなどに合わないのでしょうか。子どもにとって好ましくない影響が心配されます。

よく外国ではみんな夫婦別姓のように言われますが、トランプ、オバマ、ブッシュなどアメリカの歴代大統領の家族はみんな夫の姓、ヒラリー・クリントンも夫の姓を名乗り、サッチャー、メイなど歴代イギリス首相も夫の姓、メルケル・ドイツ元首相のメルケルは離婚した夫の姓を名乗っています。

また、過去に他民族から侵略された歴史はありませんが、中国や西欧では紛争の歴史であり、強い国が、弱い国を虐げ王朝が次々変わり負ければ民族皆殺しといったこともありました。今でもそのような紛争が起っています。そして、現在、多くの国では、様々な

人種的、民族的背景を持つ人たちが、ともに暮らしていることの方が普通になりました。そのために自分のために別姓を残しました。

夫婦別姓は伝統的には英国の上流階級の家で行われていた習慣ですが、男女平等の観点から、より多様な背景を持つ若いカップルの間では夫婦別姓の動機づけとなっているようです。

家族の一体感の維持、伝統と文化の尊重、法的・行政的な混乱の回避、など夫婦別姓制度導入による社会的影響へのリスクも懸念されていることから、様々な意見を踏まえたうえで議論することが必要と考えます。

国民の間には様々な意見があり、夫婦別姓制度は賛成、反対など、簡単に二者択一で判断を下せる問題ではありません。通称使用の拡大、一部夫婦別姓の法制化など対応策はいろいろあると思います。

今、国会では法務委員会で夫婦別姓制度の問題について、活発な論議が行われようとしています。

香川県では「選択的夫婦別姓制度」について県内すべての議会で「議論の活性化を国に求める意見書」が可決、提出されています。

県内では神奈川県議会、横浜市議会も同様の意見書を提出しております。

夫婦別姓は社会の根幹にかかわる問題であり、国会において、民法第750条（夫婦の氏）、民法第739条（婚姻の届け出）など関係する法律改正をはじめ、戸籍制度等の社会的な影響も含めて深く慎重に論じられなければいけない問題と考えます。

ゆえに、今時点での「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書の提出について反対をします。

夫婦別姓制度の拙速な導入を避け議論の活性化を国に求めるべきです。議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして反対討論とさせていただきます。

賛成討論

寺嶋 正 議員

現在の民法では、婚姻届出に際して、夫または妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければなりません。現実には夫の氏を選び、妻が氏を改める例が圧倒的多数であります。ところが女性の社会進出等に伴い、改氏による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な問題が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見があります。また、改姓に必要な事務手続きに手間と費用がかかるなど、企業や働く人の負担が大き

く、経済界からもその影響を懸念し法制化を求める声が上がっています。氏姓の選択可能な婚姻制度の導入は希望する夫婦が婚姻後にそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることも認めるといえるものです。

すでに、地方議会で導入を求める意見書は400件以上にのぼっており、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化する一助となるよう本陳情に賛成の討論とします。